

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県重度心身障害児療育手当支給規程の一部改正 (障害保健福祉課)	4
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	5
公 告	
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	5
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	6
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	6
◎高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	6
◎高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	6
高知県教育委員会告示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正 (教育委員会事務局教育政策課)	6

規 則

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）

の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「戸籍謄本」を「戸籍謄本、登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

別記第3号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

本人確認情報開示請求書

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定に基づき、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

本人確認情報の開示請求に係る本人の情報	住所	
	氏名	
	生年月日	
	性別	

希望する開示の方法 書面の交付 書面の閲覧
 専用機器により再生したものの閲覧

本人の状況（法定代理人による請求の場合に記入してください。） 未成年者 成年被後見人

※ 受付年月日 年 月 日

※ 本人又は法定代理人の確認 運転免許証 健康保険の被保険者証
 その他（ ）

※ 法定代理人の資格確認 戸籍謄本 登記事項証明書
 その他（ ）

※ 備考

注 1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
2 ※印欄は、記入しないでください。
3 開示請求をする者は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類（以下「運転免許証等」という。）を提示してください。
4 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、法定代理人は、自己に係る運転免許証等及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示してください。

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

本人確認情報開示期限延長通知書

住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、開示の期限を次のとおり延長することを通知します。

開示請求年月日	年 月 日
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで

延長の理由

担当課名 電話番号

第6号様式（第5条関係）

第 号 年 月 日	
様 高知県知事 印 本人確認情報調査結果通知書	
本人確認情報の内容の訂正（追加又は削除）の申出について、住民基本台帳法第30条の40の規定により調査した結果を次のとおり通知します。	
訂正（追加又は削除）の申出年月日	年 月 日
訂正（追加又は削除）の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
訂正（追加又は削除）をする内容	
訂正（追加又は削除）年月日	年 月 日
担当課名	電話番号

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県住民基本台帳法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県住民基本台帳法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第237号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程（昭和48年5月高知県告示第254号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項第1号中「。以下」を「。第5条第1項において」に、「（以下）」を「（同項第5号において）」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

（2）障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している者

（3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している者又は同法第6条の2第3項に規定する指定医療機関に入院している者

第2条第2項中「父母がないか」を「父母がない場合」に改める。

第3条中「高知県内に」を「県内に」に改める。

第5条第1項ただし書中「請求中の」を「認定を受けようとしている」に、「第4号に」を「第4号までに」に改め、同項第4号中「第2条に規定する」を「別表に定める程度の障害の」に改め、同項第6号中「その他知事が必要と」を「前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると」に改め、同条第2項中「支給申請者」を「当該支給申請者」に改める。

第6条第1項中「前条の規定による手当の支給申請書」を「前条第1項の療育手当支給申請書」に改める。

第8条第2号中「理由なくして」を「理由がなく」に、「届出」を「報告」に改める。

第9条の見出しを「（受給資格の喪失）」に改める。

第10条中「6月30日」を「同月30日」に改める。

第12条中「必要な」を「手当の支給に関し必要な」に改める。

別表中「（第2条関係）」を「（第2条、第5条関係）」に、「すべての」を「全ての」に、「の用を弁ずることを不能ならしめる」を「を営むことが困難な」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第238号
高知県議会告示第1号
高知県教育委員会告示第6号
高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月

高知
高知
高知
高知
県告示第645号
県議会議長告示第1号
県教育委員会告示第30号
県警察本部告示第1号
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直
高知県議会議長 武石 利彦
高知県教育委員会委員長 小島 一久
高知県警察本部長 加藤 晃久

別表第4（その1）療育福祉センターの項を削る。

附 則

この就業規則は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成24年3月16日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに係関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨

- 1 森林地域 四万十市、香南市及び芸西村において変更した。
- 2 都市地域 高知市において変更した。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第6号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「総務福利課」を「教職員・福利課、学校安全対策課」に改める。

第9条第3号中「栄典及び」を削り、同条中第19号を第23号とし、第16号から第18号までを4号ずつ繰り下げ、第15号を削り、同条第14号中「公立学校」を「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立（市町村の組合立を含む。以下同じ。）の小学校、中学校、高等学校（定時制の課程に限る。）及び特別支援学校（以下「公立学校」という。）」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第11号から第13号までを削り、第10号を第18号とし、第7号から第9号までを8号ずつ繰り下げ、第6号を第14号とし、同号の前に次の7号を加える。

- (7) 事務局及び教育機関の組織及び事務改善に関すること。
- (8) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、公務災害補償、服務その他の人事に関すること。
- (9) 事務局及び教育機関の職員の教養に関すること。
- (10) 規則、訓令、重要文書等の審査に関すること。
- (11) 争訟に関すること。
- (12) 公益法人及び公益信託に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 指定統計その他他の課の主管に属しない統計調査に関すること。

第9条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公印に関すること。

第10条（見出しを含む。）中「総務福利課」を「教職員・福利課」に改め、同条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 栄典及び表彰に関すること。
- (2) 教育職員の免許に関すること。
- (3) 教育職員の認定講習に関すること。
- (4) 公立学校の教職員の定数管理、採用、管理職登用、服務その他の人事制度の企画に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 公立学校の教職員の給与及び公務災害補償に関すること。

第10条中第6号から第10号までを削り、第11号を第6号とし、第12号から第16号までを5号ずつ繰り上げる。

第10条の次に次の1条を加える。

（学校安全対策課）

第10条の2 学校安全対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公立学校の危機管理及び防災対策に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教育財産の取得、管理及び処分並びに教育施設の維持管理に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 市町村立の学校施設（へき地教員宿舎を含む。）の指導及び助成に関すること。
- (4) 学校安全に関すること。
- (5) 安全教育に関すること。
- (6) 防災教育に関すること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第11条第9号中「高知県幼児教育振興プログラム」を「高知県幼児教育振興アクションプログラム」に改める。

第15条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1号中「、学校給食及び学校安全」を「及び健康教育」に改め、同条第2号中「健康教育、安全教育」を「学校給食」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「、学校安全」を削り、同号を同条第17号とする。

第19条第1項第11号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第23条第2項第2号中「教職員の」を「教職員の人権教育及び」に改め、同項第3号及び第4号中「教職員の」を「教職員の人権教育、」に改め、同条第3項第1号中「に関する研修」を削り、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を削る。

第25条第1号中「教職員の心の教育及び人権教育に関する研修」を「心の教育に関する教職員研修」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「及び人権教育」を削る。

第29条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第36条第1項中「、子育て・親育ち推進監」を削り、同項の表子育て・親育ち推進監の項を削る。

第38条第1項中「及び子育て・親育ち推進監」を削り、同項の表中

教育政策課	企画監
幼保支援課	企画監

を
「

教職員・福利課	企画監
---------	-----

」

に改め、同表教育事務所の項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「企画監 チーフ」を「チーフ」に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「必要に応じ、主任管理主事」に、「主任、」を「主任、管理主事、」に改める。

第40条中「次のとおりである」を「次のとおりとする」に改め、同条の表高知県産業教育審議会の項中「及び」を「及び当該重要事項に関する」に改め、同表高知県社会教育委員の項中「第15条及び第17条」を「第17条第1項」に改め、同表高知県立図書館協議会の項中「第14条」を「第14条第2項」に改め、同表高知県生涯学習審議会の項中「第10条第1項」を「第10条第2項及び第3項」に、「及び」を「及び当該重要事項に関する」に改め、同表高知県文化財保護審議会の項中「これらの事項」を「当該重要事項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成24年3月31日現在において、総務福利課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、教職員・福利課に勤務を命ぜられたものとする。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程（昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、又は」を「又は」に、「総務福利課長」を「教職員・福利課長」に改める。

第6条第2項中「総務福利課長」を「教職員・福利課長」に改める。

第14条第2項中「出席委員全員」を「出席した委員の全員」に改める。

第15条中「総務福利課」を「教職員・福利課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第4号

事 務 局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「、子育て・親育ち推進監」を削り、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、又は旅行」を「又は旅行」に、「総務福利課長」を「教職員・福利課長」に改める。

第6条第2項中「総務福利課長」を「教職員・福利課長」に改める。

第20条中「別に」を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会公印規程（平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

第6条第1項中「総務福利課長」を「教育政策課長」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「30年」を「、30年」に改める。

第7条及び第9条並びに別表第1中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第7号

平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

高知県教育委員会教育委員長 小島 一久

表中「高知県教育委員会事務局教育政策課」を「高知県教育委員会事務局教職員・福利課」に改める。